

第 178 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成 18 年 4 月 10 日

<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 177 回

平成 18 年も早くも 4 月になりました。桜の花も咲き揃い、新入社員が希望を持って会社へ入り、まさに、門出の時です。

こんな時期、我々も希望を持って事業経営を行い、夢を達成したいですね！！

しかし、やはり夢は「行動」でしか達成できません。

そして「夢」はトップだけでなく社員の皆さんと達成しましょう。

そのためにも、

- ① コミュニケーションをしっかりと実行
- ② トップを含め皆で提案、話し合い
- ③ 信賞必罰はやはり実行
- ④ 明るい会社こそ夢が実行できる会社
- ⑤ いつもニコニコ、挨拶しっかり
- ⑥ お互いにいい所を見つけて誉め合おう

厳しい時だからこそ、明るく、前向きに！！

前田の《今人生を語る》第 84 回

めざめよ日本人 ⑤

対中国、対北朝鮮、対アメリカ・・・

信念を持って外交を行なっていかなければ、10 年後の日本はどこかの国の属国になってしまいますね。

うまくごまかして対処すれば、そのうちなんとかなる・・・という気持ちは、結局

しまった！！ということになってしまうと確信します。

ところで民主党はどうなるでしょうか？

しっかり見守りましょう。

一定の同族会社の役員給与の損金不算入について

佐藤 洋

先月のこの欄でも触れましたが、今国会において税制改正されるもののうち、同族会社にとって大変重要な規定が新設されそうです。

そこでこの「一定の同族会社の役員給与の損金不算入」について説明したいと思います。

【概要】

次の①②の要件を満たす場合には、その同族会社の業務を主宰する役員に対して支給する給与のうち、給与所得控除額相当額をその同族会社の法人税の所得の金額の計算上、損金（税務上の費用）の額に算入しないこととされています。

その要件とは、同族会社の業務を主宰する役員及び同族関係者等が

- ① 発行済株式の 90%以上を有する
- ② 同族会社の常務に従事する役員の過半数を占める場合

これにより、給与所得控除額が所得の金額の計算上加算されてしまい、税金が高くなってしまいます。

【例外】

ただし、次の場合にはこの規定は適用されません。

- ① 同族会社の所得金額と役員給与の額（損金算入されたもの）の合計額の、直前 3 年以内に開始する事業年度の平均額が年 800 万円以下である場合
- ② ①の平均額が 800 万円超 3,000 万円以下であり、かつその平均額に占める給与の額の割合が 50%以下である場合

なお、現段階においては「業務を主宰する役員」、各種計算方法等については、はっきりと分からない部分もあるため、政令が出るのを待つこととなります。

【対策】

同族関係者以外の人、取引先などに株を保有してもらうなどの検討が必要になるかもしれません（但し、慎重を要します）。